

気象ビジネス推進コンソーシアム 細則

平成29年6月14日 第3回運営委員会承認

平成29年9月11日 第5回運営委員会承認

平成30年3月15日 第8回運営委員会承認

(総則)

第1条 気象ビジネス推進コンソーシアム規約(以下「規約」という。)第20条に基づき、ここに細則を定める。

(会員)

第2条 当分の間、規約第4条第2項に規定の法人会員、有識者会員、特別会員のどの種別にも当てはまらない又はこれらの構成員である個人から気象ビジネス推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)への入会申し込みがあった場合、その個人が次の条件を了承することを確認した上、個人会員として入会を認めることとする。

- 一 個人会員は総会に出席することができる。ただし、総会の議決権は、法人会員、有識者会員及び特別会員のみ保有するものとする。
- 二 役員、運営委員に就任できるのは、法人会員、有識者会員及び特別会員のみとする。
- 三 ワーキング・グループに参加できるのは、法人会員、有識者会員及び特別会員のみとする。
- 四 個人会員は、法人会員、有識者会員及び特別会員の全員へ共有するものと同じ情報を受けることができるものとする。
- 五 個人会員は、コンソーシアム主催の催事に参加することができる。ただし、発表や講演を行う場合、個人会員の所属企業名ではなく、個人名及び有する資格等を用いて行うものとする。

(会員名簿の公表)

第3条 コンソーシアム会員の名簿については、公表を認めた法人会員、有識者会員、特別会員の情報のみ掲載し、運営委員会での承認を得て公表するものとする。

(入退会)

第4条 入会申込書、退会届の記載内容を別添のとおり定める。

第5条 法人会員が解散又は破産したときには、退会したものとみなす。

第6条 法人会員以外の会員については、メールで連絡が取れなくなった場合、退会したものとみなす。

(総会)

第7条 総会の議事録は事務局にて作成し、出席した運営委員の了承を得て公開するものとする。

(運営委員会)

第8条 運営委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

2 運営委員が欠けた場合、運営委員会は当該運営委員の所属する法人から補欠の運営委員を臨時に選任することができる。

3 前項の規定による運営委員の選任は、選任後最初の総会で事後の承認を得なければならない。

4 第2項の選任による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 運営委員会開催の発議は、運営委員が会長に対して行うことができる。

第10条 規約第13条第6項に基づき、運営委員会を招集する運営委員あるいは運営委員長を会長が指名する必要がある場合は、前条の運営委員会開催の発議が行われる都度指名するものとする。

2 同項に基づき、電子メール等の電子的手段により運営委員会を開催する場合は、その議事は運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第11条 運営委員会の議事録は事務局にて作成し、出席した運営委員の了承を得て公開するものとする。

(専門ワーキング・グループ)

第12条 ワーキング・グループの構成員は、コンソーシアム会員が申請し、運営委員会の承認を得なければならない。ただし、本条第3項の規定によりワーキング・グループの座長が選出されている場合は、座長が承認できるものとする。

2 座長は、ワーキング・グループの構成員の承認をした場合は、運営委員会

に報告しなければならない。

- 3 ワーキング・グループの構成員には、運営委員が含まれるよう努めるものとする。
- 4 ワーキング・グループに座長、副座長を置き、ワーキング・グループ構成員の互選により選出するものとする。
- 5 座長は、ワーキング・グループを主宰する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長不在時においてその任務を代行する。
- 7 ワーキング・グループには、必要に応じてサブグループを設置することができる。
- 8 サブグループの設置は、ワーキング・グループが自ら定める方法で決定することができる。サブグループの廃止も同様とする。
- 9 サブグループを設置若しくは廃止した場合は、運営委員会に報告しなければならない。
- 10 ワーキング・グループの活動方針、活動内容については、適時に運営委員会へ報告するものとする。

第13条 ワーキング・グループを廃止する場合は、運営委員会の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第14条 本細則は、運営委員会の決議をもって変更することができる。

第15条 コンソーシアムとしての外部イベントへの共催・協賛・後援等については、運営委員会の承認を得なければならない。

附則

この細則は、平成29年6月14日より施行する。

この細則(改正版)は、平成29年9月11日から施行する。

この細則(改正版)は、平成30年3月29日から施行する。